



2022年1月11日

各 位

会 社 名 株式会社 エ ス ポ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 田上 滋
(コード番号 3260 名証セントレックス)
問 合 せ 先 取締役管理部長 寺田 幸生
電 話 番 号 052-622-2220

株主による臨時株主総会招集請求及び株主名簿閲覧謄写請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集請求及び株主名簿閲覧謄写請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を2022年1月7日に受領しましたので、下記の通りお知らせします。

記

I. 本請求をした株主

アークホールディングス株主会社

代表取締役 矢作 和幸

(東京都渋谷区南平台町 15-13 帝都渋谷ビル 3階)

※総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前より引き続き有する株主です。

II. 本請求の内容

1. 臨時株主総会招集請求

(1) 株主総会の目的である事項

- ・定款一部変更
- ・取締役5名解任の件
- ・取締役4名選任の件

(2) 招集の理由

本書面の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

2. 株主名簿閲覧謄写請求

本書面の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

III. 本請求に関する当社の見解について

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

(別 紙)

2022年1月6日

〒458-0035

愛知県名古屋市緑区曾根二丁目162番地

株式会社エスポア

代表取締役社長 田上 滋 殿

(請求人)

東京都渋谷区南平台町15-13 帝都渋谷ビル3階

アークホールディングス株式会社

代表取締役 矢作 和幸

アークホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の株式を合計300,000株保有しており、貴社の総株主の諮決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。当社は、会社法297条1項に基づき、下記のとおり、貴社の臨時株主総会の招集を請求します（以下「本請求」といいます。）。

なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知書については、本書と同内容の書面とともに、追って配達証明付き郵便で送付させていただきます。

記

第1 株主総会の目的である事項

議題1 定款一部変更の件

議題2 取締役 田上 滋 の解任の件

議題3 取締役 谷角 大悟 の解任の件

議題4 取締役 谷角 速斗 の解任の件

議題5 取締役 寺田 幸生 の解任の件

議題6 取締役 高野 哲朗 の解任の件

議題7 取締役4名選任の件

第2 招集の理由

1 本請求に至った背景・理由

貴社は、「不動産の活性化を追求し、新たな価値を創造してまいります」を企業理念として、不動産の開発・販売及び賃貸・管理等を主な事業としているところ、貴社の経営成績については、売上高が中長期的低迷し、2018年2月期以降は営業利益及び経常利益共に連続して減益が続いており、なおかつ、今期(2022年2月期)の業績予想も営業利益及び経常利益共に減益の予想となっております。また、貴社では、保有する建物(北海道苫小牧市)について、前々期(2020年2月期)及び前期(2021年2月期)の2期連続でそれぞれ1億円を超える多額の減損損失を計上しております。2期連続でしかも同一物件より、これだけ多額の減損損失が計上されること自体、その間、現経営陣において何らの対策も講じられていなかったことの証左といえますが、ご当該減損損失の計上により、翌期以降の償却費負担が減少しているにもかかわらず、依然として営業利益が減少傾向にあることを考慮すれば、貴社のここ数年の経営成績は、上場企業にあるまじき異常事態であると言わざるを得ません。

そのため、貴社においては、既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出することが急務となりますが、残念ながら、現経営陣には、それらについて具体的な対策を講じた形跡が一切認められません。とりわけ、新規事業に関しては、有価証券報告書において、「新規事業の展開」を対処すべき課題に掲げつつ、単に「中長期的には新規事業に進出する必要性を認識しており、新規事業の展開について適宜検討してまいります。」と述べるに留まるなど、現経営陣が、新規事業に対する具体的なプランを持ち合わせていないだけでなく、新規事業の立上そのものを悠長に捉えてしまっており、危機感やスピード感をもってこれに取り組んでいるとは到底思えません。上記貴社が掲げる企業理念はもはや有名無実のものとなってしまっております。

同様に、貴社の財政状態については、貴社の事業規模ないし損益水準に照らすと、有利子負債残高(2021年8月末時点:約72億円)は著しく多額であり、また、自己資本比率約10%という値は、同業他社と比べても異常に低い水準であると言わざるを得ません。それにもかかわらず、現経営陣は、毎回、有価証券報告書等において、「財務体質の健全化」を対処すべき課題に掲げるだけで、何らの改善提案や打開策が検討されている形跡が一切認められず、ここ数年、貴社の多額の有利子負債残高は横ばいのまま、ただ成り行きに任せているだけと言うほかなく、債務圧縮の目途は全く見えない状況にあります。

そもそも、なぜここまで際限なく貴社が多額の負債を抱えるに至ったのか、およそ株主に対して、十分な説明ないし開示がなされているとは認められません。そのため、現経営陣は、過去の取引経緯を含めた債務の現状把握すら適切に行えていないと考えざるを得ず、貴社が負担している債務の中には言わば現経営陣が詳細を把握し切れていない不明瞭な債務が存在するのではないかと危惧しております。いずれにしても、貴社のかかる現状をこのまま放置し続ければ、いずれは資金繰りが破綻することは目に見えており、上記現状把握の点を含め、早急に債務圧縮のための具体的な検討作業に着手する必要があります。

そこで、当社は、以上の貴社が抱える様々な課題を克服し、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を、現経営陣らにこれ以占委ねることはできないと判断し、前記第1の各議題を会議の目的とする臨時株主総会の招集請求を行ったものであります。

2 株主提案の内容について

(1) 議題 1：定款一部変更の件

【議案の要領】

貴社の定款第 20 条の見出し及び同条第 2 項について、以下のとおり変更するものであります。

<現 行>

(取締役の選任)

第 20 条

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<変更後>

(取締役の選任及び解任)

第 20 条

2 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【提案の理由】

貴社の窮境を招いた大きな要因の一つとして、これまでは業績の如何にかかわらず、取締役の地位が安定的に過ぎていたため、取締役の貴社の経営に対する責任が伴っていなかったことから、現経営陣において危機感や緊張感が著しく欠如していたことが挙げられます。また、取締役の選任権に限らず、解任権の行使を通じて、株主の意向を貴社の経営に適切に反映させることが、現在の貴社の業績及びガバナンスの改善には不可欠であると考えます。

そこで、貴社の取締役に対して危機感や緊張感をもって経営に当たってもらうこと、そして、取締役の解任権を通じて株主の意向を貴社の経営に反映させやすくすることを目的として、取締役の解任決議についても選任決議と同様、定足数の緩和を図るべく、上記の定款変更を提案するものであります

(2) 議題 2 から議題 6：取締役田上滋氏、取締役谷角大悟氏、取締役谷角速斗氏、取締役寺田幸生氏及び取締役高野哲朗氏の解任の件

【議案の要領】

取締役である田上滋氏、谷角大悟氏、谷角速斗氏、寺田幸生氏及び高野哲朗氏をそれぞれ解任するものであります。

【提案の理由】

上記1で述べたとおり、貴社の経営成績については、売上高が中長期的に低迷し、営業利益及び経常利益共に減益傾向が継続し、なおかつ、今期の業績予想も営業利益及び経常利益共に減益の予想となっているなど貴社のここ数年の経営成績は、上場企業にあるまじき異常事態であると言わざるを得ません。したがって、早急に既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益源の柱を創出することが必要となります。

同様に、貴社の財政状態については、貴社の事業規模ないし損益水準に照らすと、有利子負債残高は著しく多額であり、また、自己資本率は同業他社と比べて以上に低い水準であると言わざるを得ませんが、現経営陣において、それに対する何らの改善提案や打開策が検討されている形跡は一切認められず、ここ数年貴社の多額の有利子負債は横ばいのまま、ただ成り行きに任せているだけで、債務圧縮の目途は全く見えない状況にあります。かかる貴社の現状をこのまま放置し続ければ、いずれ資金繰りが破綻することは目に見えており、早急に貴社の債務についての現状把握とその圧縮のための具体的な検討作業に着手する必要があります。

以上のとおり、貴社の現在の経営成績及び財政状態は異常な状態にあり、早急にその改善を図る必要がありますが、これまで貴社の現状に甘んじて何らの対策を講じることなく漫然と貴社の経営を担ってきた現経営陣にその役割を期待できないのはもちろんのこと、貴社の窮境の原因を引き起こした取締役にはその責任をとっていただくべきであると考えております。そこで、これまでの経営責任を明確化しつつ貴社の経営体制の刷新を図る目的から、上記取締役5名の解任を提案するものであります。

(3) 議穎7：取締役4名選任の件

【議案の容量及び提案の理由】

議題1から議題6までの株主提案の決議の結果の如何にかかわらず、貴社の経営体制の強化および早期の業績立て直しを図るため、以下の候補者4名を貴社の取締役として、新たに選任するものであります。

提案理由及び各取締役候補の略歴等は別途お送りします。

以上

臨時株主総会招集請求書（続き）

当社は、本日付で、貴社に対して、別途お送りした「臨時株主総会招集請求書」の第2の2(3)議題7：取締役4名選任の件【議案の要領 及び 提案の理由】において、別途お送りするとしていた株主提案にかかる取締役候補者の略歴及び提案理由に関する項目以下の部分について、本書面にて下記のとおりご通知いたします。

記

① 取締役候補者1

(氏名・生年月日)

額田 正道

1978年2月21日

(略歴)

2004年4月 株式会社アイペック 入社

2018年8月 株式会社アイペック 取締役就任（現任）

2018年8月 アークホールディングス株式会社 取締役就任（現任）

(重要な兼職先)

株式会社アイペック 取締役

アークホールディングス株式会社 取締役

(取締役候補者として提案する理由)

額田氏は、アークホールディングス株式で約15年に亘り、経理・労務・法務などのバックオフィス全般におけるマネジメントを担当し、同分野における幅広い知見を有しております。複数の事業を展開する同社グループにおける同氏の実務経験やマネジメント経験は、まさに貴社のガバナンスを再構築する上で必要不可欠なものであり、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業運営への貢献に大いに期待できることから、同氏を取締役候補者としました。

② 取締役候補者2

(氏名・生年月日)

篠塚 勝

1969年1月24日

(略歴)

1994年6月 レストランバーBIZON設立

1997年9月 株式会社ドン・キホーテ 入社

2006年4月 株式会社アークリンク 入社

2012年12月 株式会社アークリンク 取締役就任（現任）

2014年12月 株式会社リリクル 取締役就任（現任）

2016年1月 アイペック株式会社 代表取締役就任（現任）

(重要な兼職先)

株式会社アークリンク 取締役

株式会社リリクル 取締役

株式会社アイペック 代表取締役

(取締役候補者として提案する理由)

篠塚氏は、アークホールディングス株式会社グループにおいて、長きに亘って同グループの事業部門全体のマネジメントを担当するとともに、数多くの新規事業の立上げを手掛け、いずれも成功に導く手腕を発揮してきました。同氏は、卓越した営業手腕と実行力を有し、また、事業改革を得意とするという点において、まさに貴社の課題解決と業績改善、そして、貴社の新規事業の成功に必要な不可欠な能力を有する人物として大いに期待できることから、同氏を取締役候補者として提案するものであります。

③ 取締役候補者 3

(氏名・生年月日)

杉浦 元

1970年7月22日

(略歴)

1996年4月 大和企業投資株式会社 入社

1997年7月 株式会社ソラシドエア 設立 取締役就任

1999年6月 株式会社ブイ・シー・エヌ 取締役パートナー就任

2000年2月 株式会社オウケイウェイヴ 取締役就任

2008年5月 株式会社コンコードエグゼクティブグループ 取締役就任

2016年7月 株式会社エリオス 設立 代表取締役就任 (現任)

(重要な兼職先)

株式会社エリオス 代表取締役

(取締役候補者として提案する理由)

篠塚氏は、ソーシャルメディアの先駆けである株式会社オウケイウェイヴ上場時に取締役を務めるなど、コーポレートガバナンスと内部体制、管理本部など上場企業としての社内体制を整える能力に長けた人物です。加えて、同氏は、それ以外にも多くのソーシャルビジネスにハンズオンで関与し、事業成長の支援に貢献するなど、同氏の知識・経験・ノウハウは、貴社の課題解決と業績改善に大きな貢献を果たすことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者として提案するものであります。

④ 取締役候補者 4

(氏名・生年月日)

濱田 光貴

1982年6月1日

(略歴)

2007年9月 ペパーダイン大学 経営学部 卒業

2009年4月 株式会社ネットプライスドットコム 入社

2011年1月 PlayMined 株式会社 設立 代表取締役就任

2012年12月 風尚精選股份(台湾) 取締役就任

2014年10月 株式会社オプトベンチャーズ(現 Bonds Investment Group 株式会社) 入社(現任)

(重要な兼職先)

Bonds Investment Group 株式会社 プリンシパル

(取締役候補者として提案する理由)

濱田氏は、米国ペパーダイン大学卒業後、ニューヨークの日系企業にて新規事業立上げの責任者及びWEBマーケティング業務に従事し、帰国後も、通販会社にてグループ企業管理、国内外の複数新規事業及びインキュベーション部門の立上げを経験しております。さらに、国内3社、海外1社の創業、海外政府関連事業を経て2014年に株式会社オプト(現株式会社デジタルホールディングス)グループに参画し、事業開発、アライアンス、新規事業戦略に強みを持つ人物として、同グループのベンチャーキャピタルにて活躍し、さらに、ニューテクノロジー分野にも人脈を有するという点で、貴社の事業改革・新規事業立上げの専担者として、大いなる貢献が期待できることから、同氏を社外取締役候補者として提案するものであります。

第3 招集の請求

以上、当社は、本書面到達の日から8週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求します。

以上

株主名簿閲覧謄写請求書

アークホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社に対して、以下の通りご通知申し上げます。

当社は、貴社の株式を 300,000 株保有する株主であるところ、貴社に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、下記のとおり、貴社の株主名簿の閲覧及び謄写の請求（以下「本株主名簿閲覧謄写請求」といいます。）をいたします。なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書については、本書と同内容の書面とともに、追って配達証明付き郵便で送付させていただきます。

記

当社が令和 4 年 1 月 6 日付で招集を請求した臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に関連し、当社としては、当社が本臨時株主総会を招集するにあたり株主総会招集通知の送付先を調査すること、本臨時株主総会の目的である株主提案議案について賛同する株主を調査することその他貴社の株主としての権利行使にあたっての調査の目的で、会社法 125 条 2 項に基づき、貴社の直近の定時株主総会の基準日である令租 3 年 2 月 28 日現在（その他に、既に令和 3 年 8 月末日現在など直近の株主名簿がある場合にはその時期のもの）及び本臨時株主総会の開催にあたって今後設定される基準日現在の株主名簿の閲覧及び謄写を請求いたします。

貴社におかれましては、貴社の令和 3 年 2 月 28 日現在の株主名簿（その他に、既に令和 3 年 8 月末日現在など直近の株主名簿がある場合にはその時期のもの。）については、①貴社の株主名簿を原本にて開示される場合には、貴社の本店所在場所（又は貴社株主名簿管理人である東京三菱 UFJ 信託銀行株式会社の本店所在場所）において、貴社の株主名簿の閲覧及び謄写が可能な日時その他詳細（写しの交付の可否、貴社又は貴社株主名簿管理人のコピー機の使用の可否。使用が可能であった場合の費用の有無及びその金額を含みます。）を、令和 4 年 1 月 14 日までにご教示いただくか、又は、②同日までに、エクセル、PDF その他電子データにて貴社の株主名簿を当社代理人のメールアドレス (toda@newport-law.com)宛てに送信する方法により閲覧及び謄写の実施をお願いいたします。

また、当社は、本臨時株主総会の開催にあたって今後設定される基準日現在の株主名等についても、同様にその閲覧及び謄写を行うことを請求いたしますので、令和 4 年 1 月 14 日までに株主名簿閲覧謄写が可能となる時期の他、対応の可否及び内容についてご教示ください。

なお、仮に、貴社が任意に本株主名簿閲覧謄写請求に応じない場合には、当社は、裁判所に対して、本株主名簿閲覧謄写請求にかかる仮処分命令の申し立てをすることになりますので、あらかじめその旨申し添えます。

以上